

私立高等学校等奨学給付金支給費について

1 事業目的

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯に対して奨学給付金を支給する。

2 事業日程

(1) 受付期間

令和5年7月3日（月）～11月20日（月）まで

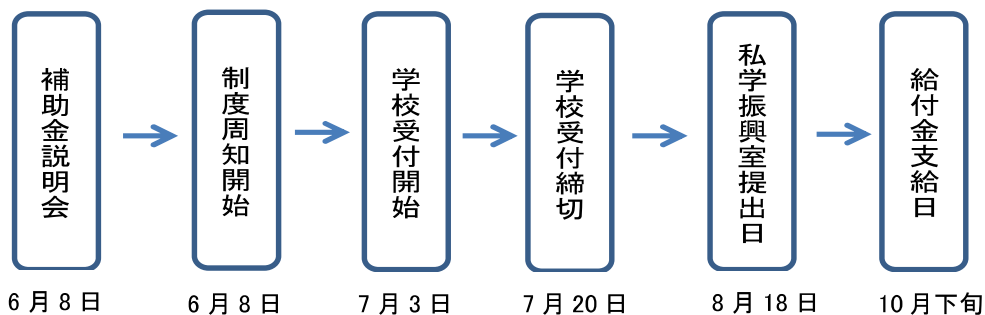
※年内に支給を完了させるため、受付期限に関わらず提出書類が揃い次第速やかに提出してください。

(2) 支給スケジュール

生徒から学校への受付締切日を毎月20日頃とし、提出された申請書類を1月分ごとに取りまとめ、翌月19日までに県に提出してください。

学校から県への最終提出期限は令和5年11月20日（月）とし、修正等があった場合の再提出期限は同年12月8日（金）とします。

< 第1回目の支払スケジュール（予定） >



3 配布資料

- (1) 愛知県高等学校等奨学給付金支給事務実施要領（抜粋）
- (2) 令和5年度申請書様式及び記入例（抜粋）
- (3) 申請者情報の入力における注意事項

令和5年度

高等学校等奨学給付金 支給事務実施要領

【私立高等学校等用】

愛知県私学振興室

問い合わせ先	愛知県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室 奨学グループ
住 所	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電 話 番 号	052-954-7477 (ダイヤルイン)
ファクシミリ	052-971-9889
E - m a i l	shigaku@pref.aichi.lg.jp

○ 目 次

I	制度概要	P 1
II	愛知県実施内容	
1	1章 対象者の要件	P 1
2	2章 年間支給額、支給回数及び受領方法	
	(1) 対象生徒一人あたりの年間支給額	P 3
	(2) 支給回数	P 3
	(3) 給付金の支給方法	P 4
	(4) 学校による代理受領	P 4
3	3章 申請書類	
	(1) 申請者から学校へ提出する書類	P 5
	(2) 学校から県へ提出する書類	P 8
4	4章 申請、審査、申請者への支給	
	(1) 申請者から学校への申請	P 9
	(2) 申請受付期間	P 9
	(3) 学校における審査	P 9
	(4) 支給、学校から県への書類等の提出等	P 9
5	5章 家計急変世帯に対する給付金の取扱い	P 10
6	6章 給付金を申請した生徒に転退学等の異動があった場合の取扱い	
	(1) 支給額	P 18
	(2) 事務の所管	P 18
	(3) 具体例	P 18
7	7章 支給要件を満たさない者等に支給した場合の取扱い	P 18
III	奨学給付金 要件審査及び対応等	
1	1章 生活保護世帯「基準額1」、非課税世帯「基準額2」の審査（共通）	P 19
2	2章 非課税世帯・家計急変世帯のうち、第2子加算要件に該当する家族がいる世帯の「加算額」の審査	P 23

I 制度概要

奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等に在学する生徒・保護者等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために給付金を支給する制度である。

平成26年4月1日以降、新たに高等学校等に入学した生徒が対象となり、愛知県が国庫補助を受けて実施する事業である。

II 愛知県実施内容

1章 対象者の要件

申請年度の7月1日において、次の(1)～(5)全てを満たす生徒(以下「対象生徒」という。)の保護者等*に支給する。

*7月1日において、高等学校等就学支援金(平成26年度入学生から適用される新制度のもの。以下「就学支援金」という。)、高等学校等修学支援事業費補助金のうち学び直しへの支援(以下「学び直し支援金」という。)及び高等学校等修学支援事業費補助金のうち専攻科の生徒への修学支援(以下「専攻科支援金」という。)の所得確認の対象となる者と同一。原則、生徒の親権者であり、親権者がいない場合は主として生計を維持する者。

(1) 就学支援金、学び直し支援金及び専攻科支援金の受給権者のうち、平成26年4月1日以降、新たに高等学校等に入学した者(中等教育学校の第4学年への進級を含む。)。ただし、特別支援学校高等部に在学する者及び特別支援学校の専攻科の生徒を除く。

① 受給権者について

- ・就学支援金(新制度)の受給権者であること。旧制度が適用される者、また、7月時点で就学支援金の受給権がない者(認定申請を行っていない者)は対象外である。
- ・入学以降、一度も就学支援金の認定申請を行っていない者は、申請年度の7月末までに就学支援金の認定申請がされた場合、対象とする(決定通知の発行及び実際の就学支援金の支給は8月となるが、7月からの受給権は認められる状態となる)
- ・一旦認定申請を行い受給権が認められたが、期日までに所得を届け出ておらず、就学支援金が差し止められている者は、所得超過であることが確認されない限りは受給権が消滅しない(就学支援金の支給は差し止められるが、受給権者の地位は保持される)ため、対象とする。
- ア 「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」第二条に定める就学支援金の対象となる高等学校等に在学する者。ただし、特別支援学校高等部及び専攻科の在学者は奨学給付金の対象外となる*
 - * 特別支援学校高等部及び専攻科は、国の制度上は就学支援金又は専攻科支援金の対象となるが、愛知県では特別支援学校の授業料を徴収していないため、就学支援金又は専攻科支援金を支給されていない
- イ 高等学校等を卒業し又は修了していない者
 - ・一旦高等学校等を卒業し、他の専修学校等に再入学する者は対象外となる
- ウ 在学月数を通算し、全日制課程は36月、定時制課程・通信制課程は48月を超えていない者

② 学び直し支援金について

法律上の就学支援金支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、都道府県が卒業までの間(最長2年)、継続して授業料の支援を行うことができるもので、都道府県に対して国から所要額が補助される。在学月数以外の支給要件は就学支援金の認定と同一。

③ 専攻科支援金について

就学支援金の対象とならない高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して授業料の支援ができるもので、都道府県に対して国から所要額が補助される。

④ 編入学・再入学者について

平成26年度以降に入学し、就学支援金(新制度)が適用される者。

(2) 保護者等が愛知県内に住所を有する者

- ・7月1日において愛知県内に住民票があることをいう。保護者等全員が愛知県内に居住するが、住民票は愛知県外である場合は住民票のある都道府県において申請するよう案内すること。
- ・保護者等の一方が愛知県外に在住する場合、原則として生徒と同居する保護者等（＝申請者）が愛知県内在住であれば、他県の給付金を申請していないか確認した上で愛知県の給付金の対象とする。

(3) 生徒の世帯が次の①・②・③いずれかに該当する者。

- ① 7月1日において、生徒の属する世帯が、生活保護費のうち「生業扶助」を受けていること（以下「生活保護世帯」という。）
 - ・生活保護世帯であっても、生業扶助を受けていない世帯で保護者等が非課税である場合は②に該当する
 - ・7月1日において対象生徒が生業扶助を措置されている場合は、世帯の一部の者（兄弟姉妹等）が保護を受けていない場合であっても、生活保護世帯として扱う。
- ② ①に該当する場合を除き、7月1日における保護者等（保護者等が二人以上いるときは、その全員）の申請年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること（以下「非課税世帯」という。）
 - ・7月1日より後に生じた理由（保護者等の死亡・離婚等）は考慮しない。
 - ・海外に在住していたため、所得証明書類を発行することができず、「保護者等全員が非課税であることが確認できない場合」（就学支援金申請時に提出した『収入状況届出書』の【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②のイまたは⑦に該当する場合は、支給をすることができない。
- ③ ①、②に該当する場合を除き、失職、倒産その他特別な事情により家計が急変し、申請年度の収入見込額が県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯であること（以下「家計急変世帯」という。）

(4) 生徒又は保護者等が児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（児童養護施設等に入所する者、または里親の養育を受けている者が対象）の給付を受けていない者

- ただし、母子生活支援施設に入所する者は給付金を受けることができる
- ・児童養護施設等に入所していても措置費が措置されていない生徒は対象となる。申請があれば本人に確認をした上、支給すること。また、施設長名による見学旅行費等を措置されていない旨の証明書（任意様式による。）が提出された場合も支給可能。

(5) 生徒又は保護者等が他の都道府県が実施する奨学給付金や、他の県が併給を禁じる給付金等を受給していない者

- ・保護者等の一方が他県に在住する場合、その都道府県の給付金を受給していないか確認の上支給対象とする。

● 7月1日における休学者等の取扱

対象生徒が7月1日時点において休学中である場合は支給しないが、申請年度の11月末までに復学した上で申請があった場合は支給対象とする。

単位制の学校については、申請時点において全科目の学習を中断している（履修登録をしておらず就学支援金の支給が差し止められている）場合は支給しないが、申請年度の11月末までの間に学習を再開した（就学支援金の支給が再開された）上で申請があった場合は、支給対象とする。

なお、この取扱はあくまで基準日において(1)～(5)全ての要件を満たす者が、やむを得ない理由により休学等をした場合のものであり、復学等の後に要件を満たした場合は支給対象とはならない。

2章 年間支給額、支給回数及び受領方法

(1) 対象生徒一人あたりの年間支給額

対象生徒が在学する課程、公私の別、世帯区分に応じ、次の全額を支給する。
 なお、非課税世帯で、対象生徒が通信制課程又は専攻科に在学する場合、当該対象生徒に係る支給額は一律となる。

課程	公私区分	生活保護世帯 基準額 1	非課税世帯	
			基準額 2	加算額
通信制・ 専攻科 以外	国公立	32,300 円	117,100 円	26,600 円 (加算後 143,700 円)
	私立	52,600 円	137,600 円	14,400 円 (加算後 152,000 円)
通信制	国公立	32,300 円	50,500 円	
	私立	52,600 円	52,100 円	
専攻科	国公立	/	50,500 円	
	私立	/	52,100 円	

- ① 生活保護世帯
対象生徒一人につき、「基準額 1」を支給する。
- ② 非課税世帯
対象生徒一人につき、「基準額 2」を支給する。
- ③ 非課税世帯のうち、7月1日時点で対象生徒以外に保護者等が次の(1)・(2)いずれかに該当する者（以下「加算要件に該当する家族」という）を扶養している世帯
 - (1) 高等学校等に在学する者で、加算額を申請していない者
 - (2) 高等学校等に在学していない者で、当該生徒の兄弟姉妹であり、7月1日における年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者
 対象生徒一人につき、「基準額 2」に「加算額」を加えた額を支給する。
 ・対象生徒が通信制課程又は専攻科に在学する非課税世帯の生徒である場合、当該生徒に係る給付金の支給額は世帯状況に関わらず一律となるため、世帯状況の確認を要しない。

※ 物価高騰に対応した特別給付金の支給

令和5年度に限り、上記表の他、物価高騰に対応した特別給付金 10,000 円を支給する。

(2) 支給回数

- ① 年間の支給回数
支給は対象生徒一人につき、年1回とする。
- ② 支給回数の上限
対象生徒毎に支給した回数を合計し、全日制3回、定時制・通信制4回、専攻科2回（専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とする。ただし学び直し支援金の補助対象となる者に対してはこの回数に加えて最大で2回まで支給することができる。
 なお、原級留置となり同じ学年を重ねて履修する場合も支給することができる。
 また、原則として7月1日において就学支援金の受給権がない場合は、給付回数の上限未満であっても支給しない（学び直し支援金又は専攻科支援金の受給者である場合を除く。）。

(3) 給付金の支給方法

県（私立は私学振興室）から申請者名義の預金口座への振替により支給する。

(4) 学校による代理受領

申請者から奨学給付金の受給権を学校設置者（又は学校長）に委任する旨の委任状の提出があった場合、学校は申請者に代わって奨学給付金を受領することができる。

なお、学校は代理受領した奨学給付金を授業料以外の教育に必要な経費と相殺することができる。

3章 申請書類

以下、高等学校等就学支援金申請時の「収入状況届出書」（7～6月分）を新たに7月に就学支援金の認定申請を行う者は、受給資格認定申請書（7～6月分）と読み替えて適用すること。
 また、学び直し支援金受給権者からの申請を行う者は、「就学支援金」を「学び直し支援金」と、専攻科支援金受給権者からの申請を行う者は、「就学支援金」を「専攻科支援金」と読み替えて適用すること。

給付金の申請を希望する生徒の保護者等へは、生徒が在学する学校から「愛知県高等学校等奨学給付金の申し込みを希望する方へ」、「家計急変世帯等への奨学給付金制度のご案内」及び「申請様式」を配付の上、学校で申請書・所得証明書類等の取りまとめをしてください。なお、この他に事務処理上、必要と認められる書類（申請しない旨の確認書等）があれば、学校判断で提出を求められることも可能です。

(1) 申請者から学校へ提出する書類	
提出 金員	{ a 高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1）、振込先口座の通帳写し b 所得証明書類
者の 加算額 のみ 提出 申請	{ c 高等学校等奨学給付金加算支給申請書（様式第2） d 健康保険証コピー（台紙へ添付）（加算要件に該当する家族の全員分必要） e 第2子加算要件に該当する家族が23歳以上かつ高等学校等に在学していれば在学証明書（23歳未満の高校生等は在学証明の提出は不要）
(2) 学校から県へ提出する書類	
A 内定状況報告書 B 給付金申請者一覧 C 申請者から学校へ提出する書類	

(1) 申請者から学校へ提出する書類

申請区分により次の申請書及び所得証明書類が必要。対象生徒一名ごとに作成を要する。

申請（世帯）区分	申請書	所得証明書類	備考
① （生活保護世帯） 「基準額1」	a 申請書 …様式第1	b 「生業扶助」が支給されていることが記載された「生活保護受給証明書」等で、 <u>7月1日以降に発行されたもの</u>	bに「生業扶助」が支給されていることが記載されていない場合は、発行元において記入を求めること。 bに生徒と保護者等の氏名が記載されていない場合は、記載されたものを再提出すること。
② （非課税世帯） 「基準額2」		b 保護者等全員分の、申請年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類のうち、就学支援金申請時の「所得に関する書類」として提出した書類（「課税証明書」等）	bは『収入状況届出書』とともに添付されている場合又は保護者等全員のマイナンバーを提供する場合は、提出を省略できる。
③ （非課税世帯のうち、加算要件に該当する家族がいる世帯） 「基準額2+加算額」 ※対象生徒が通信制課程又は専攻科に在学する場合は対象外	a 申請書 …様式第1 c 第2子加算申請書 …様式第2	b 保護者等全員分の、県民税所得割及び市町村民税所得割並びに扶養親族が確認できる書類（「課税証明書」等） d 加算要件に該当する家族の生年月日と扶養が確認できる書類（「健康保険証のコピー」等） e 加算要件に該当する家族が23歳以上かつ高等学校等に在学していれば在学証明書	bは『収入状況届出書』とともに添付している場合又は保護者等全員のマイナンバーを提供する場合は、提出を省略できる。 dについて、健康保険証により扶養が確認できない場合、もしくは健康保険証がなく住民票で代用する場合は扶養親族の記載がある課税証明書等、他に扶養が確認できる書類が必要。 eは23歳未満の高校生等は提出不要

証明書は全て申請年度のものであり、特に「写し」や「コピー」等の記載がないものは原本の提出を要する。全世帯、申請書に振込先口座の通帳写しを添付すること。

① 生活保護世帯「基準額1」

a 申請書（様式第1。申請者全員が提出）、振込先口座の通帳写し（申請者全員が提出）

b 所得証明書類

「生活保護受給証明書」（7月1日以降に発行されたもの）

課税証明書等ではなく、社会福祉事務所等が発行する「生業扶助が支給されていること」が記載された生活保護受給証明書を添付し、申請をすること。

なお、「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」により申請することもできるものとする。

社会福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書に「生業扶助」を受給していることが記載されていない場合は、受給の有無を申請者へ確認の上で発行元において証明してもらうよう指導すること。

生活保護受給証明書に生徒と保護者等の氏名が記載されていない場合は、原則、生徒・保護者等氏名が記載された証明書を再提出させること。（生徒と保護者等が同一世帯であることを確認するのに、世帯全員の住民票、「休日・夜間等受診証」のコピーなどを追加提出させるのは極力避けること。）

なお、世帯の一部の者（兄弟姉妹など）が保護を受けていない場合、または生業扶助を措置されていない場合であっても、7月1日において対象生徒が生業扶助を措置されている場合は、生活保護世帯として扱う。

誤って非課税証明書で申請され、「基準額2」（非課税世帯の基準額）を支給した後に生業扶助を受給していることが判明した場合は、原則全額の返納を要する（ただし、判明後に生活保護世帯としての申請に応じた場合は差額のみ返納可）。

② 非課税世帯「基準額2」

a 申請書（様式第1。申請者全員が提出）、振込先口座の通帳写し（申請者全員が提出）

b 所得証明書類

申請年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類のうち、就学支援金の『所得に関する書類』として提出が認められている書類（「課税証明書」、「住民税特別徴収税額決定通知書のコピー」、「住民税の納税通知書のコピー」等。ただし、生活保護受給証明書を除く）

県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることが確認できるもので、7月1日時点で就学支援金の所得確認の対象となる保護者等全員分の証明書が必要。

原則として就学支援金受給者であり、『収入状況届出書』とともに所得に関する書類を提出し、給付金申請書の同意欄にチェックがされている場合は、申請者からの証明書類の提出を不要とする。

なお、生活保護世帯であるが生業扶助が措置されておらず、7月1日時点の保護者等全員が非課税である場合は、非課税世帯に該当する（加算要件に該当する家族がいる場合は加算額の支給対象となる）。生活保護受給証明書の提出を受けた上で生業扶助が措置されていないことが確認された場合は、原則非課税である証明書が必要である。

また、就学支援金の申請時に保護者等全員のマイナンバーがすでに提出されており、所得確認のために提出されたマイナンバーを利用することについて給付金申請書の同意欄にチェックがされている場合も、申請者からの証明書類の提出を不要とする。

・就学支援金の手続においてすでにマイナンバーを提出している場合であっても、情報照会の結果でエラーが発生した申請者については、給付金においてもエラーが発生する可能性が高いことから、就学支援金で情報照会が成功した申請者のみ、マイナンバーの提出に代えることができる。該当者については、別途、愛知県から学校単位で情報提供する。

《非課税世帯の所得証明書類の扱いについて》

第二四半期（6～7月頃）において『収入状況届出書』を提出しており、添付された当該年度の所得に関する書類により必要事項が確認できる場合は、申請書で就学支援金の証明書類を給付金の申請に使用することに同意をすることで、所得証明書類の提出を不要とする。名古屋市在住者で、所得に関する書類に代えて名古屋市から学校へ提供された課税情報により所得確認を行った者は、当該課税情報で必要事項を確認する。

就学支援金申請時の『収入状況届出書』の添付書類で確認する場合、保護者等の一方がもう一方の保護者等の証明書により控除対象配偶者であることが確認でき、所得に関する証明書の提出を求めない取扱をしていた場合、本事業でも控除対象配偶者の所得に関する証明書は省略できる。『収入状況届出書』の【2保護者等の収入の状況について】(2)②の1段目に該当する場合。

なお、親権者が前年に海外に在住していたなどの理由で保護者等全員の所得証明書類が提出できない場合は奨学給付金の給付を認めない（『収入状況届出書』「2 保護者等の収入の状況について」(2)②のイまたは⑦に該当する場合）。

『収入状況届出書』を提出していない者、また生活保護受給証明書により就学支援金を申請した者、また、給付金申請書において所得に関する書類の確認に同意しなかった者は、新たに保護者等全員の所得証明書類の提出を必要とする。

また、『収入状況届出書』の提出から7月1日までの間に保護者等の離婚・再婚・死亡等の異動があり、保護者等が変更していることが判明した場合は、就学支援金の保護者等の変更の届出の提出を求めた上で、変更の届出に添付された所得証明書類により所得を確認する。

就学支援金の申請時に保護者等全員のマイナンバーがすでに提出されている場合は、所得確認のために提出されたマイナンバーを利用することについて同意することで、所得証明書類の提出を不要とする。

③ 非課税世帯のうち、第2子加算要件に該当する世帯「基準額2＋第2子加算額」

- a 申請書（様式第1。申請者全員が提出）、振込先口座の通帳写し（申請者全員が提出）
- b 所得証明書類

申請年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類のうち、就学支援金の『所得に関する書類』として提出が認められている書類（「課税証明書」、「住民税特別徴収税額決定通知書のコピー」、「住民税の納税通知書のコピー」等。ただし、生活保護受給証明書を除く）

保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であり、扶養親族欄が確認できるもの。

②非課税世帯の申請と同様に、給付金申請書の同意欄にチェックがされている場合は、申請者からの証明書類の提出を不要とする。

健康保険証では加算要件に該当する家族が確認できない場合で、「扶養親族」欄が確認できない証明書（「非課税である」旨の文言のみであるもの、扶養親族欄が未記載であるもの）が提出された場合は、扶養が確認できる証明書類の再提出を求める（後述）。

なお、対象生徒が非課税世帯で通信制課程又は専攻科に在学する場合は、世帯状況に関わらず支給額が一律であるため、加算申請は不要。

- c 加算申請書（様式第2。第2子加算額を申請する場合に必要）
- d 第2子加算要件に該当する家族の健康保険証のコピー（提出用台紙へ貼り付け。保険未加入のため保険証がない場合に限り住民票により代用）

《住民票の扱い》

扶養の実態を確認するため、原則として健康保険証の提出を求めることとし、安易に住民票による申請を認めないこと。健康保険証が提出されない場合は理由を聞き取り、保険未加入のため保険証が無い場合に限り、住民票により代用を認めること。なお、住民票は、加算要件に該当する兄弟姉妹の生年月日が確認できるものであることが必要。必ずしも世帯全員のものであることは要しない。また、保護者等と同一世帯であることを要しない。

また、扶養関係を直接証明するものではないので、国民健康保険と同様の方法（後述）により扶養を確認する。

***社会保険の健康保険証の扱い**

扶養の認定日が7月1日より後である場合は、7月1日時点の保険証の提出を求める。提出が不可能である場合は国民健康保険と同様の方法（後述）により扶養を確認する。

***国民健康保険証の扱い**

発行日が当年度の7月1日より後である場合や、審査時点で有効期限が過ぎている場合でも、申請時点において有効であればそれにより審査をする。また、扶養関係を直接証明するものではないので、扶養が確認できる証明書類（課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の控え等）の提出を求める。

e 加算対象となる家族の高等学校等在学証明書

加算対象となる家族が23歳以上かつ高等学校等に在学していれば在学証明書の提出を要する。23歳未満の高校生等は在学証明の提出は不要。

※給付金対象外の学校

（次の学校に在学する家族は、加算要件の「高等学校等に在学する者」に含まない。）

- ・ 特別支援学校高等部及び特別支援学校専攻科
- ・ 就学支援金対象外である各種学校や外国人学校

※高等学校等就学支援金制度の対象として指定した外国人学校等の一覧

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1307345.htm

加算要件に該当する家族が当該生徒の兄弟姉妹であり、7月1日における年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者に該当する場合は、生年月日により支給要件が確認できるため、在学証明書の提出は求めず、健康保険証等による扶養の確認のみで加算支給を認定する。

※c・d・eは「加算額」の申請をする場合に提出すること。

加算申請書等が提出されない場合、また「基準額2」を満たすが、書類不備により扶養の確認ができない場合など、学校の設定した期日内に不備が是正されなければ「基準額2」のみを支給すること。

一旦「基準額2」のみを支給した後で書類の訂正等に応じた場合、「加算額」のみを追給することは可能。

「基準額2」を支給された者が、後日「加算額」のみを申請する場合は、加算申請書に加えて不備となった証明書類を再提出すること（a「申請書」の再提出は不要）。

提出書類の提出例は次のとおり。

- ・ 健康保険証で扶養の確認ができる場合
 - …c「加算申請書」及びd「加算要件に該当する家族の健康保険証のコピー」
- ・ 健康保険証で扶養の確認ができず、かつ、提出されている所得証明書類では扶養の状況が確認できない場合
 - …b「扶養の確認のできる所得証明書類」、c「加算申請書」及びd「加算要件に該当する家族の健康保険証のコピー」

(2) 学校から県へ提出する書類

- A 内定状況報告書 …月毎の審査状況を報告
- B 給付金申請者一覧 …月毎の支給対象者を報告
 - ※一覧表シートの、申請者全員のB列（年度）～I列（番地・建物名等）の情報を、A4縦に印刷して提出する。
- C 申請者から学校へ提出する書類

4章 申請、審査、申請者への支給

(1) 申請者から学校への申請

申請者は7月1日時点の保護者等であり、対象生徒一人につき、生徒が在学する学校へ申請する。

給付金の申請を希望する生徒の保護者等は、就学支援金の収入状況の届出（7～6月分）のため取得した所得証明書類により「1 対象者の要件」を満たすことを確認の上、対象生徒が在学する学校に対し3（1）の給付金の申請書類等を提出する。

「基準額2」支給済の者で「第2子加算額」の申請に不備があった場合、または申請を忘れていた場合、学校の申請受付期間内であれば「第2子加算額」のみを追加申請することもできる。

(2) 申請受付期間

7月から11月末までのうち、各学校が指定する日までとする。

各学校が定める締切日までに提出された申請を「当初の申請」とする。

各学校が定めた締切日以降で11月末までに各学校に提出された申請については「随時の申請」として取り扱う。なお、随時の申請を認めるかどうかは学校判断とする。

(3) 学校における審査

各学校において給付金申請書類により書類審査を行うとともに、『収入状況届出書』に添付された所得証明書類（新たに所得証明書類が提出された場合はそれによる）により所得審査を行う。

審査は、P18の「Ⅲ 奨学給付金 要件審査及び対応等」を参照にして行うものとする。

申請（世帯）区分ごとに、支給要件を満たす者は支給対象者とし、要件を満たさない者は対象外として決定する。書類不備の者は、対象外として決定するのではなく一旦、差し戻し扱いとして、学校の定める期日までに是正されなければ申請がなかったものとして取扱う（不備事由が「第2子加算額」の審査に係る必要事項のみに該当するのであれば「基準額2」のみの支給対象者として決定することは可能である。）

(4) 支給、学校から県への書類等の提出等

① 当初の申請

申請状況に基づいて、およそ申請の2～3ヶ月後を目途に支給する。ただし、確約するものではないため、申請者に対し「保護者等への案内文書等」で支給時期を明記しないように注意すること（やむを得ず案内しなければならないような場合には、前年度は何月頃に支給した、という言い方にとどめておくこと。）

支給対象者に対しては決定通知書を発行し、不支給の決定者に対しては、不支給決定通知書を交付する。

② 随時の申請

当初の申請に間に合わなかった者（申請がなかった、書類不備等）のその後の申請に対しては柔軟に対応すること。ただし、遅くとも提出期限は11月末までとし、申請の失念や遅れが生じないよう周知徹底を図ること。

また、「基準額2」を支給済である者の「第2子加算額」分の追給も同様の取扱いとする。

随時の申請で、12月以降に申請がある場合（予定も含む。）には、早急に私学振興室へ連絡すること。

様式1-1(その1)

高等学校等奨学給付金支給申請書

□□□□

※消えるボールペン(フリクション等)、修正テープ、修正液の使用不可

□

愛知県知事殿

令和5年7月1日

次の4点を確認の上、□にレ点をつけてください。

この申請書 内容を確認して必ず全てチェックすること

この申請書

私は愛知 保護者等が両親の場合は生徒と同居する父母のどちらかが申請をしてください。

この申請 (母子生) 氏名は保護者自身が記入してください。外国籍の方は口座名義と同じ名前を記入してください。

フリガナ	セイ	アイチ			メイ	ハナコ		
保護者等 (申請者) 氏名	姓	愛知			名	花子		
住所	〒	460	-	850	1	愛知県	名古屋	<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 郡
		中 <input checked="" type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村						
		三の丸3丁目1番2号						
		(住所が1行で収まらなければ2行目も使用)						
電話番号		090-0000-0000			該当する続柄をチェックしてください。			
下記生徒との続柄	父	母	祖父	祖母	その他	その他を選択した場合記載		
	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
保護者等氏名	愛知 太郎							
下記生徒との続柄	父	母	祖父	祖母	その他	その他を選択した場合記載		
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
住所	申請者と同じ	<input checked="" type="checkbox"/>						
	<input checked="" type="checkbox"/>	該当する続柄をチェックしてください。						
高等学校等奨学給付金の受給資格審査のため、学支援助金の支給に関する法律(以下、「法」とい)は収入状況届出書及び所得に関する書類(当該生徒が学支援助金を受給する場合は、支給資格確認のために提出した書類。また、書類の提出に代りて、県等が市町村民税情報の確認を行うことについて同意された方は、市町村から県等へ提供された市町村民税情報)により確認すること、及び高等学校奨学給付金(物価高騰分)の受給資格審査のために高等学校等奨学給付金の審査結果を確認することに								
<input checked="" type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません								

愛知県の認可校以外に在学している方は、各種所得証明書類(原本)を提出してください。

記

フリガナ	セイ	アイチ			メイ	ツバサ		
対象となる 生徒氏名	姓	愛知			名	翼		
在学学校名	〇〇高等学校							
課程名	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> その他							
入学年月日・学年	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	5	年	4	月	1	日	第1
		18	年	8	月	27	日	学年(年次)
		上記生徒について、過去に奨学給付金を受給した回数			0	回		
生活保護受給状況 (7月1日時点)	私の世帯は生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を							
	<input type="checkbox"/> 受給しています <input type="checkbox"/> 受給していません							

記入上の注意	1 申請日の属する年度の7月1日現在の状況で記入してください。 2 該当する□にレ点をつけてください。 3 ※欄は記入しないでください。
添付資料	1 生活保護世帯 生業扶助を受給中であることを証明する生活保護受給証明書 2 1を除く非課税世帯 上記生徒の保護者等全員の市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類又は保護者等全員の個人番号の確認できる書類

(申請者は記入しないこと)

※学校使用欄	※県使用欄
上記生徒	結果
	生活保護世帯
また、上記	非課税世帯(全・定)
ります。	非課税世帯(通・専)
学校長 氏名	13
	<input type="checkbox"/> 対象外

様式2-1

高等学校等奨学給付金加算支給申請書

加算用

※消えるボールペン(フリクション等)、修正テープ、修正液の使用不可

愛知県知事殿

令和5年7月1日

次の4点を確認の上、印を付けてください。
 この申請内容を確認して必ず全てチェックすること。この場合は、愛知県の求めに従いその金額を即時返還します。
 私は愛知県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
 下記に記載した「加算要件に該当する家族」を対象とした高校生等奨学給付金の申請において、加算申請は行っていません。
 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童養育施設に在籍する児童(母子生活支援施設の高校生等を除く)の支
 保護者のうち、様式第1-1の申請者と同じ内容を記入してください。

フリガナ 保護者等 (申請者)氏名	セイ 姓	アイチ 愛知	メイ 名	ハナコ 花子			
住所	〒	460-8501	愛知県	名古屋	<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 郡	中	<input checked="" type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
	三の丸3丁目1番2号 (住所が1行で収まらなければ2行目も使用)						
下記生徒との続柄	父 <input type="checkbox"/>	母 <input checked="" type="checkbox"/>	祖父 <input type="checkbox"/>	祖母 <input type="checkbox"/>	その他 <input type="checkbox"/>	その他を選択した 場合記載	

受給資格審査のために、愛知県が申請年度の7月1日時点における保護者等の県民税情報及び市町村民税情報について、下記生徒が法第4条又は法第17条に基づき都道府県又は市町村若しくは高等学校等(以下、「県等」という)へ提出した受給資格認定申請書又は収入状況届出書及び所得に関する書類(当該生徒が学び直し支援金又は専攻科支援金を受給する場合は、受給資格確認のために提出した書類。また、書類の提出に代えて県等が市町村民税情報の確認を行うことについて同意された方は、市町村から県等へ提供された市町村民税情報)により、確認することに
同意します 同意しません

令和5年度高等学校等奨学給付金の加算支給を申請します。また、下記記載内容に相違ないことを誓約します。
 記

【加算対象生徒】

フリガナ 対象となる扶養 する生徒氏名	セイ 姓	アイチ 愛知	メイ 名	ツバサ 翼	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	18	年	8	月	27	日					
在学学校名・課程	〇〇高等		学校	全日制	課程	第1	学	年	入学	年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	5	年	4	月	1	日

学校に在学の方はチェックを入れて学校の情報を記入してください。学校在学者以外は記入不要です。
 は申請日時点)で保護者等が扶養する次の(1)・(2)いずれかに該当する者1名以上の
 兄弟姉妹は赤枠の内容に沿って記入してください。

氏名(加算要件に該当する家族)	生年月日		年齢	生徒との続柄		扶養者							
	区分	加算申請の有無		在学学校名	課程名								
1 愛知 秀明	平成	12	年	07	月	03	日	22	兄	弟	姉	妹	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 他()
2 愛知 和子	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	学校在学	学校	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 専攻科	<input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 通信制							
	平成	20	年	07	月	02	日	15	兄	弟	姉	妹	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 他()
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	学校在学	学校	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 専攻科	<input type="checkbox"/> 定時制 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 通信制							

保護者等の扶養親族のうち、
 ①高等学校等に在学していて加算額を申請していない方か、
 ②当該生徒の兄弟姉妹で高等学校等に在学しておらず、生年月日が平成12年7月3日～平成20年7月2日までの中学生以外の方
 を記入してください。
 ・7月1日時点で保護者に扶養されていない方は記入しないでください。
 ・条件に該当する方が複数いる場合でも全員記入する必要はありません。
 ※生徒に15歳以上23歳未満で扶養されている兄弟姉妹が一人もいない場合などは加算額の支給を受けることができません。
 ※記入例は兄妹2人分記載しておりますが、条件に該当する方を1人書くだけで結構です。
 兄弟姉妹全員書く必要はありません。

※審査使用欄			
健康 保険証	課税 証明書	その他	通・専
記入しないこと。			

<input type="checkbox"/> 基準額2対象	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/> 基準	記入しないこと。
<input type="checkbox"/> 対象	14

様式5-1

家計状況申告書

保護者等(申請者)
について記載

保護者等(申請者)本人(口欄は✓を記入)

在学名	〇〇高等学校					
フリガナ	セイ	アイチ		メイ	ハナコ	
保護者等氏名	姓	愛知		名	花子	
対象生徒との続柄		父 <input type="checkbox"/>	母 <input checked="" type="checkbox"/>	祖父 <input type="checkbox"/>	祖母 <input type="checkbox"/>	その他 <input type="checkbox"/>

1. 家計急変の該当の有無(口欄は✓を記入)

<input checked="" type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし	※該当なしの場合は、課税証明書等により非課税であることが確認する必要があります。
--	-------------------------------	--

2. 家計急変事由

事由(①~④欄の該当する事由に○を記入)		提出する証明書(いずれかの欄に○を記入)	
○	①失職(「非自発的失業」の場合に限る。)	<input type="checkbox"/>	雇用保険被保険者離職票
		○	雇用保険受給資格者証
	②破産・廃業	<input type="checkbox"/>	廃業等届出
		<input type="checkbox"/>	破産手続開始決定通知書
	③震災、火災、風水害等に被災	<input type="checkbox"/>	罹災証明書
	④新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少 (非自発的失業に該当しない離職・死亡・離婚・失踪・事故により収入が減少した場合を除く。)	※下記の「3. 収入の状況」の該当する書類	

3. 収入の状況(家計急変発生月・収入証明書類)

家計急変発生月		提出する証明書(いずれかの欄に○を記入)	
家計急変発生月	令和 4 年 5 月	○	会社作成の給与見込み(様式6-1)
		<input type="checkbox"/>	税理士又は公認会計士の作成した収入証明書類(様式6-2)
		<input type="checkbox"/>	家計急変の発生した月とその前月+申請の直近3カ月分の給与明細書又は会計帳簿(計5カ月分)
		<input type="checkbox"/>	収入証明書類の提出なし ※直近3カ月に収入のない場合のみ

4. 世帯構成

世帯構成		提出する証明書
扶養者数	3 人	本人と扶養者全員の健康保険証のコピー(様式7)

様式5-2

家計状況申告書

保護者等(申請者以外)
について記載

保護者等(申請者以外)本人(口欄は✓を記入)

在学名	〇〇高等学校				
フリガナ	セイ	アイチ		メイ	タロウ
保護者等氏名	姓	愛知		名	太郎
対象生徒との続柄	父	母	祖父	祖母	その他
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

1. 家計急変の該当の有無(口欄は✓を記入)

<input type="checkbox"/> 該当あり	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	※該当なしの場合は、課税証明書等により非課税であることが確認する必要があります。
-------------------------------	--	--

2. 家計急変事由

該当なしの場合は「2. 家計急変事由」以降は記載不要

事由(①~④欄の該当する事由に○を記入)	提出する証明書(いずれかの欄に○を記入)
①失職(「非自発的失業」の場合に限る。)	雇用保険被保険者離職票 雇用保険受給資格者証
②破産・廃業	廃業等届出 破産手続開始決定通知書
③震災、火災、風水害等に被災	罹災証明書
④新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少 (非自発的失業に該当しない離職・死亡・離婚・失踪・事故により収入が減少した場合を除く。)	※下記の「3.収入の状況」の該当する書類で事由の発生を確認

3. 収入の状況(家計急変発生月・収入証明書類)

家計急変発生月	提出する証明書(いずれかの欄に○を記入)
家計急変発生月 令和 年 月	会社作成の給与見込み(様式6-1)
	税理士又は公認会計士の作成した収入証明書類(様式6-2)
	家計急変の発生した月とその前月+申請の直近3カ月分の給与明細書又は会計帳簿(計5カ月分)
	収入証明書類の提出なし ※直近3カ月に収入のない場合のみ

4. 世帯構成

世帯構成	提出する証明書
扶養者数 人	本人と扶養者全員の健康保険証のコピー(様式7)

様式7

申請者氏名	愛知 花子
対象生徒氏名	愛知 翼
在学学校名	〇〇高等学校

高等学校等奨学給付金(家計急変世帯) 健康保険証提出用台紙

貼付箇所①	貼付箇所②
<p>保護者等本人と控除対象配偶者、扶養親族 全員の健康保険証を貼り付けてください。</p>	
貼付箇所③	貼付箇所④
貼付箇所⑤	貼付箇所⑥

様式8

令和5年7月1日

扶養誓約書

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

扶養者住所	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
ふりがな	あいち はなこ
扶養者氏名	愛知 花子

被扶養者①氏名	愛知 翼
被扶養者①住所	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
被扶養者②氏名	
被扶養者②住所	
被扶養者③氏名	
被扶養者③住所	
被扶養者④氏名	
被扶養者④住所	

様式9

令和5年7月1日

申請書の提出日以降の日付にしてください。

委任状

愛知県知事 殿

住所 **愛知県名古屋市中区三の丸
3丁目1番2号**
氏名 **愛知 花子**

申請書に記載した申請者と同じ住所、氏名を記入してください。

下記の事項について、下記の者に委任します。

記

委任事項

高等学校等奨学給付金の受給権

受任者

住所 **愛知県名古屋市中区
三の丸3丁目1番2号**
氏名 **愛知 翼**

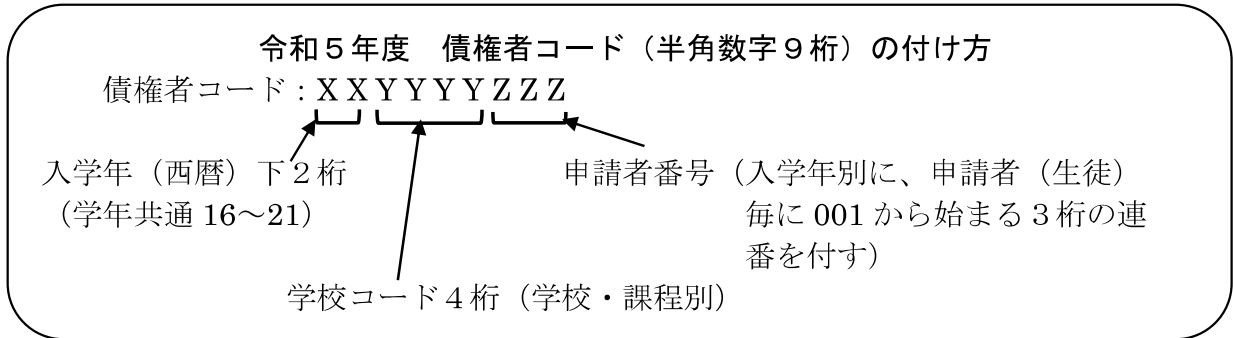
受任者になれるのは、申請書に記載した申請者欄下段の保護者等(児童養護施設長等含む)または生徒のみです。

ただし、学校から指示があった場合は、学校設置者(または学校長)を受任者とすることができます。

申請者情報の入力における注意事項

○債権者コードについて

債権者コードは以下により付番してください。



※ 奨学給付金支給システム導入に伴い、債権者コードを一度付与した申請者（生徒）については、翌年度以降も同一コードを用います。

※ 2年生以上に転入した生徒の最初の2桁については、1年生の入学年度の西暦下2桁としてください。

例：2023年4月に2年生に転入した生徒の最初の2桁・・・22

○金融機関コードについて

金融機関コードは、金融機関ごとの4桁の番号と支店ごとの3桁の番号があり、本システムでは両方の入力が必要で、例年、誤った番号や番号の記載のない申請書が散見されるため、必ず確認をお願いします。

各金融機関及び支店の番号は、通帳の表紙や見開きページに記載されている場合もありますが、記載のない場合は下記のHP等を参考にして正確に記入してください。

金融機関コード・銀行コード検索：<https://zengin.ajtw.net/>

○奨学給付金支給システムで用いる学校コードについて

学校コードについては、システム入力用エクセルファイルの「県内学校一覧」シートを参照してください。

原則、就学支援金関係事務で用いた学校コードと同一ですが、申請者ごとに付番する債権者コードにも学校コードが含まれており、各種集計には債権者コードを用いるため、学校名・法人名の変更等により就学支援金関係事務で使用する学校コードに変更があった場合、本システムで使用する学校コードと異なる場合があります。

○申請者一覧の掲載順等について

県に提出する申請書は、申請者一覧の掲載順と同一にしてください。

また、申請書及び添付書類は、A4サイズで統一してください。